

第7回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

公の施設等について
～里美野外活動センターの取組状況報告～

(教育庁)

令和6年3月25日(月)

○施設名 里美野外活動センター

1 報告の趣旨

- 調査特別委員会（第2回及び第6回）において、里美野外活動センターの譲渡に係る審議をいただき、その結果を踏まえ公募を開始したことから、その概要及び今後の予定について報告するもの。

2 公募概要等

- 公募条件の設定に当たっては、地域振興や体験活動の機会を提供する観点から、譲渡後5年以内における第三者への所有権移転を禁止するとともに、用途変更時においては県へ協議を求めることなどにより、提案内容の実効性を高める工夫を講じている。
- プロポーザル提案の審査の視点として、「具体的な利活用計画が示されているか」「青少年等に対する体験活動などを提供できる事業を提案しているか」「地域の賑わいを創出する提案か」等を明記し、継続的な運営や地域振興等に寄与する提案を重視する。
- 優先交渉権者の決定後においては、優先交渉権者と常陸太田市との間で借地契約が円滑に進むよう、県としても関与していく。

(1) 概要

- 県が所有する里美野外活動センターの施設を、一括して民間事業者売却する。
- 契約事業者の決定においては、提案者からのプロポーザル（企画提案）に基づき総合的に審査し、優先交渉権者を決定、売却に必要な協議を行ったうえで、随意契約を行う。

(2) 譲渡対象物件等

○ 譲渡対象物件

整備年月	昭和 47 年 3 月
主な施設	メイン施設（用途：管理事務所、研修室等 延床面積：1,007.96 m ² 構造：鉄筋コンクリート地上 2 階建） 屋外炊事場 6 棟、屋外トイレ 4 棟、車庫 1 棟、倉庫 2 棟

※土地（282,258 m²）は、常陸太田市所有であり、譲渡対象物件契約者が市から賃借。

○ 最低売却価格 10,000 円

(3) 公募期間

○ 令和 6 年 3 月 11 日（月）～令和 6 年 5 月 10 日（金）

(4) 公募の参加資格

- 関係法令等の必要な知識及び能力を有するほか、売却物件等を有効に活用できる者であること
- 売却物件等の取得及び活用に必要な資力及び遂行能力を有すること 等

(5) 主な契約条件

- 契約事業者は、売却物件を、主として体験活動の場を提供する事業の用途に供しなければならないこと
- 契約事業者は、売却物件の存する土地について常陸太田市と賃借契約を締結したうえで事業を行い、地内全域を良好な環境で維持管理すること
- 譲渡物件について、譲渡後 5 年間は所有権を第三者に譲渡しないこと（県の承認がある場合を除く）
- 譲渡後 5 年間に用途条件及び所有権の権利処分制限に違反した場合は、県は、施設を買い戻すことができること

(6) 審査方法

- 方法：公募型プロポーザル方式
- 提案項目：事業計画、事業の推進体制、地域への配慮内容、提案価格など
- 審査体制：民間有識者、会計専門家、地元関係者などを構成員とした審査委員会

3 今後の予定

時期	内容
令和6年3月	・公募開始
3月	・県議会第1回定例会 文教警察委員会報告（公募概要等）
5月	・公募終了、審査委員会開催（優先交渉権者決定）
6月	・県議会第2回定例会 文教警察委員会報告（優先交渉権者決定）
7月以降	・優先交渉権者との協議終了後、譲渡実施